

「北京+20」に向けて—新たな優先課題について—聞く会(第2回)
「北京+20」に向けて—北京 JAC からの提言

2014 年 7 月 16 日

北京 JAC
(世界女性会議ロビイングネットワーク)

I 国内レビューへの提言

1. 20 年間の肯定的な変化

1) 女性が主体的に活動する場の拡大

北京会議以後、地域で DV 被害者支援、介護、子育て支援などの活動を女性が主体的に担い、相互に支援する機会が着実に増加し、その活動も徐々に可視化されてきた。また農業における第 6 次産業化における女性の活躍も大きい。これらの動きにたいして政府・自治体が後押ししてきたことも無関係ではない。1999 年の特定非営利法人活動促進法(NPO法)も、その動きを促進した。2011 年の東日本大震災における災害被災地の復旧・復興において、女性たちが重要な役割を担ってきたことにもつながっている。

2) 男女共同参画推進のための制度の整備

ナショナルマシナリーとしての男女共同参画局が設置され、1996 年の男女共同参画プラン、1997 年には男女共同参画ヴィジョンに基づき、1999 年に男女共同参画社会基本法が成立し、国だけでなく自治体においても男女共同参画政策推進の制度的保障がつくられた。

3) 政府、自治体と市民との協働

とくにパブリックコメント募集や地域での公聴会の開催など市民との協働体制がつくられ恒常化してきたことを挙げたい。1996 年以降、男女共同参画政策推進過程にパブリックコメントの手法が導入され、基本法制定時等に具体的に活かされてきた。とくに第 3 次男女共同参画基本計画策定においてはパブリックコメントによる文言が明記されるなど、その成果は大きい。また昨年度開始した「女性と平和、安全保障」に関する安保理決議 1325 号のための「国別行動計画」の策定過程への女性や NGO の参画は策定過程そのものがジェンダー主流化につながるのではないかと期待される。

4) 女性に対する暴力、特に DV 防止政策の制度化と政府の積極的取り組み

北京会議後最も進んだ分野は「女性に対する暴力」である。とりわけ DV に関しては、女性 NGO や女性国会議員の協働により 2001 年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の成立・施行後、被害者支援の制度化が進んだ。また民間との協働による「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」による電話相談・面接相談の継続、(女性、暴力に限らないが) 社会的包摂事業としての民間との協働による「よりそいホットライン」などの政府の積極的取り組みを評価したい。

2. 今後の課題

以上、北京会議後、20 年を経て男女共同参画政策は前進しジェンダーにかかわる意識や性別役割に関わる風景も変わりつつある。しかしながら構造的にみると国際的にはジェンダーギャップ指数の低下が示すように女性の政治的・経済的地位は今なお低い。また国会や自治体議会におけ

る性差別的な発言、ヤジにみられるように社会の根底・背景にある固定的な性別意識、性差別的な文化は根強く存在する。

このような状況を考慮し、北京行動綱領の 12 重大領域のなかで、北京 JAC が関わってきた課題に関して検証し、以下の内容をレビューに盛りこむことを提案したい。

（下記アルファベットは行動綱領の項目に基づく）

A. 女性と貧困

経済的豊かな国といわれる日本において男女の経済格差、一部女性と大半の女性の経済格差が一層拡大し、女性の貧困化が進んでいる。

増加する非正規雇用の 7 割が女性であり、正規労働者の平均収入 男性 520 万円、女性 349 万円、非正規労働者男性 225 万円、女性 143 万円（2013 年度民間給与実態統計調査結果、国税庁）である。高齢女性の 4 人に 1 人は 120 万以下（男性 17%）、生活保護者の 4 割が 65 歳以上、6 割が女性であり女性の平均寿命世界第 1 位であることと長寿であることはつながっていない。また母子世帯が増加するなかで（約 108 世帯、2010 年、1995 年 64 万世帯）ひとり親世帯の貧困率 59%はOECD中最悪である。この背景には世帯主義に基づく税・社会制度と社会保障費削減がある。DV 被害女性、障害のある女性、無年金女性、高齢女性、若い女性など制度の枠からはずれた女性と貧困について実態調査を実施し、解決のための政策が求められる。

C. 女性と健康

我が国の女性の平均寿命は 82.30 歳（2010 年）、健康寿命は 73.62 歳で、高齢女性の多くが健康に問題をかかえている。低年齢の妊娠・出産や性感染症、分娩施設の減少、産前産後ケアや育児支援、更年期の心身の変調など、女性のライフステージ全般を通じて女性の健康を支援する総合的なとりくみが必要である。しかし、我が国では女性の健康に関する法律は母子保健法のみで、その中で女性は、子どもを産み育てる「母性」としての位置付けで、女性自身の人権は無視されている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツを根本理念に据えた、女性のからだと性に関する健康を包括的に保障する基本法が必要である。

「堕胎罪」と「母体保護法」は、男女に「産む・産まない選択」を認めた北京行動綱領のリプロダクティブ・ヘルス／ライツの定義に反し、女性差別撤廃委員会からも法令改正の勧告を受けている。産まない選択をした場合の避妊の情報や教育、相談体制の整備、経済的負担の軽減などの環境整備と、中絶に関する法制度の見直しが必要である。

D. 女性への暴力

・DV 防止法により、被害者救済に一定の道筋が出来たが、女性の人権問題として捉え、被害者が力をつけ新しい人生を安心して生きられる制度保障がない（シェルター退所後や離婚後の就業・住宅・心理的回復など含めた生活再建支援、子どもへの支援。外国人・障害のある人、性的マイノリティなどへの支援が不足）。売防法・DV 防止法・人身取引行動計画など多様な法・計画による支援現場の混乱、CEDAW から改善が勧告されている保護命令申告から発令までの期間の長さ、DV 犯罪の明確化、加害者更生プログラム、民間シェルターへの支援、支援の地域間格差など、種々の課題があり、これらの解決に向けて積極的政策を求める。

・DV 以外の性暴力についての禁止と被害者支援を含めた包括的な性暴力禁止法の制定。各地のワンストップセンターへの言及（警察主導の設置と民間主導の設置における支援の相違なども）と制度的支援を求める。

・強姦罪など性暴力に関わる法規定の人権を基盤としての改正、被害者への支援不足のストーカ

一規制法の問題などを報告する。

F. 女性と経済

(特に無償労働・ジェンダー予算について)

介護・子育て、地域の活動等無償労働（アンペイド・ワーク）の9割を女性が担っている現状を解決するための政策が求められる。背景には子育て期の男性の長時間労働があるため、夫の家事・育児時間は非常に短く、女性の家事・育児負担は、ほとんど改善されていない。性別役割分業解消には無償労働に関する政策が不可欠。ケア労働など女性が担う労働を公正に分配することが、女性の賃金の低さ、ひいては高齢女性の年金の低さの解決にもつながる。

「無償労働」は北京行動綱領にも数量化することが政府の課題として掲載され、(旧)経済企画庁が行ったが、政策課題としての取り組みはみられず、CEDAWの一般勧告を受けている。これまでの取り組みの報告を求めたい。また「無償労働」はジェンダー予算を考える上でも重要な概念である。ジェンダー予算への取組についても報告することを求める。

取組不足の場合、なぜ取りくめなかったか、何が障害になっているかについても報告をすること。

G. 権力および意思決定過程における女性

権力・意思決定過程への男女の平等参加の実現のために、行動綱領は選挙制度の検証・改善、ポジティブ・アクション実施を求めている。1995年以降、女性の政治参画は微増を続けているものの、クォータ制など積極的改善措置を実施した先進国・途上国に遅れをとり、世界ランキングで日本は後退を続け現在最下位グループにある。202030で最も遅れているのが政治領域である。その解決策として以下に挙げる広義の選挙制度の抜本的見直し及びクォータ制の導入が不可欠である。1. 一票の格差是正 2. 社会の多様性を議席に反映できる比例代表制の拡大 3. 地方選挙制度の包括的検証 4. 高すぎる供託金 5. 選挙運動期間・方法の再検討 6. 国、地方選挙への強制力のある法律によるクォータ制の導入。

II 国際社会への貢献についての提言

2015年-は、北京+20、MDGsの最終年、気候変動21回目の会議(COP21)、第3回国連防災世界会議開催の年である。これらの会議のいずれにおいても、女性は無力で脆弱犠牲者としてではなく、積極的主体として位置づけられている。ジェンダー平等と女性のエンパワメントは、持続可能な開発、気候変動、災害リスク削減にとって不可欠である。持続可能な開発とは災害に強い社会であり、女性が安心して子どもを産める、産みたい社会、産まない選択のできる社会である。

日本は東日本大震災を経験した「第3回防災世界会議」ホスト国として、また第58回CSWにおいて「自然災害とジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議の提案国としてジェンダー平等の実現に向けジェンダー主流化への政治的意思を国際社会に明確に示すことが強く望まれる。

そのためには、あらゆる政策決定過程に男女双方30%を保障すること、さらに社会のなかでマイノリティとされてきた当事者の声をより積極的に反映するシステムも求められる。

またODA予算を通じての開発途上国のジェンダー主流化に関する協力の実施状況も具体的に報告することを求めたい。

私たち女性も市民として相互に支え合う体制を確立するとともに、積極的に政策決定に参画する主体形成となるよう努め、政府・自治体との真の意味での協働作業を進めていきたい。